

令和7年度

いじめ問題に関する指導方針



輝翔学園つくば市立谷田部中学校

いじめに関する共通理解事項

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。【いじめ防止対策推進法第二条第1項】

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ!」「つらい!」「苦しい!」「すぐにやめてほしい!」と感じている言動や態度や行いは全て「いじめ」ということになる。【つくば市いじめ防止基本方針（令和2年改訂版）】

「いじめの認知は、
いじめの解消に向けた
第一歩」



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ解決したかが重要である。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

I いじめを生まないための取り組み

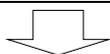
(1) 学級経営の充実

- ①生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ②生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ③互いの多様性を認め、自己肯定感・自己有用感を育む集団を育てる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

「自己存在感」の感受を促進し、「共感的人間関係」を育成し、「自己決定」の場を提供する授業づくりを進める。

生徒の個性が尊重され、安全・安心な「居場所づくり」に配慮した「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学び合いを保障する。



授業での喜びを感じさせる。

自分は大事にされているという意識を持たせる。(自尊感情の高揚)

(3) 道徳教育において

- ①いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②教員が生徒理解を深め、生徒との信頼的な人間関係を築くとともに、生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かすことができることを目指して授業の充実を目指す。
- ③生徒の悩みや心の揺れ、葛藤などを生きる課題として取り上げ、自己の生き方を深く考え、人間としての生き方についての自覚を深め、生徒の道徳的実践につながる力を育てる。

(4) 学級活動において

- ①自発的・自治的な活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、よりよい集団活動の方法や実践的な態度を身に付け、自分たちの力によって集団を円滑に運営することを学んでいく。
- ②構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、よりよい人間関係を築き、個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学んでいく。

(5) 学校行事において

- ①生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ②生徒会活動において
 - ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。
 - （生徒会主体の「思いやり宣言」やフォーラムの企画運営と展開）
 - ・リーダー研修会でのいじめ問題への取り組み

(6) 家庭や地域との連携

- ①学校運営協議会等を通じて、学校、家庭、地域社会との連携・協働・評価と改善事項等を共有し、積極的にいじめ予防や防止の手立てを講じていく。
- ②「学校を核とした地域づくり」を目指し、各種講演会や学校公開などを計画的に実施し、多くの目で見守り育てる環境づくりを推進することで、いじめの早期発見や予防に努める。

2 早期発見のための取り組み

複数の教員の目による日常の交流をとおした発見

多くの教師が様々な教育活動を通して、生徒に関わることにより発見の機会を多くする。

- ①授業中、休み時間、放課後の計画的な見守り。

②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校生活相談員の積極的な活

- ・学校生活相談員からの情報提供を、生徒指導部で共有する。
- ・連絡簿を通して、生徒指導主事と複数の学校生活相談員の間を共有できるようにする。

③アンケート等の調査を計画的に行う。

- ・「学校生活アンケート」（いじめ実態調査）の年4回の定期的な実施。（4、6、9、2月）
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員あたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- ・「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）の周知と活用。（参考：最終ページ）

④教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活相談員等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。

⑤面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

- ・保護者とスクールカウンセラーとの面談も多いことから、担任は必要性を感じたら、学校長へも報告し、スクールカウンセラーとの面談を進めるようにさせる。
- ・ネグレクト等から生徒自身の心が荒廃し、いじめへと発展してしまう場合があるので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換を密にする。

⑥保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

3 問題への対応（いじめ発見から解決までの取り組み）

1 いじめの情報の把握・いじめの発見
 発見者→担任→学年主任→生徒指導主事
 →校長・教頭



2 いじめ対策委員会
 学校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭・
 部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、事
 案に応じて柔軟に編成する。



3 対応方針決定・役割分担
 (1) 情報の整理
 いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴、対応方針
 (2) 緊急度の確認
 ①自殺のおそれはないか。
 ②不登校につながるおそれはないか。
 ③報復など暴行のおそれはないか。
 状況確認や指導の際に留意すべきことを確認する。特に、関係する生徒・
 保護者及び周りの生徒等への対応について十分に配慮する。



4 事実の究明
 (1) 状況確認は、被害者→周囲の生徒→加害者の順で実施すること。
 (2) いじめられている生徒や、周囲の生徒からの状況確認は、場所や時間帯を配慮
 する。
 (3) 安心して話せるように、聞く人や場所を配慮する。
 (4) 関係者からの話に齟齬がないか、複数の教員で確認しながら状況確認を行う。
 基本的には、30分程度で、いったん集まって、確認をする。
 (5) 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように注意を払う。
 (6) 状況確認を終えた後は、当該生徒を自宅へ送り届け、家庭訪問をし、保護者へ
 説明を行う。



被害者への対応	加害者への対応	他生徒への対応	保護者への対応
◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。 ○いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。	◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。 ○被害者の辛さに気づかせ、責任転嫁を許さず、自分が加害者であることの自覚を持たせる。 ○面談や教師との交流を続け、成長のよさを認めていく。	◎いじめは、学級や学年等の集団全体の問題として、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。 ○いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る行為であることを伝える。 ○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。	○家庭訪問を行い、事実を正確に伝え、徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。 ○いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を取らないように依頼する。 ○学校長を含むチームで十分に対応を練ってから連絡する。

5 関係機関との連携
 (1) 市教育局・教育相談センター
 報告と対応方針の相談
 (2) 警察
 暴行障害・恐喝等の事件発生の場合
 (3) 医療機関
 被害者の心身の外傷
 (4) PTA
 本部役員への報告・相談

4 いじめ対策組織と年間計画

(1) いじめ対策委員会の実施

- ・月1回（学年主任会に位置づける）行う。
- ・校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。
- ・生徒指導部会（週1回）や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ・緊急の対応が必要な場合は、随時開催する。

(2) いじめ対策担当の設置と業務

- ・いじめ問題解消支援の教員が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校生活相談員、外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・小学校との情報交換を必要に応じて行う。
- ・校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、教職員の意識向上を図るとともに、見識と共通理解を深める。

いじめ対策年間指導計画

月	教職員の取り組み			生徒の取り組み	
	対策委員会	校内研修	教育相談	学級活動	生徒会活動
4	○全体計画の検討	○いじめに関する共通理解 (第一回生徒指導研修を兼ねる。)	○二者面談 ○第1回学校生活アンケートの実施	○学級のルールや人間関係づくりのための活動	○委員会組織編成 ○今年度スローガン実現の企画立案
5	○いじめ対策委員会	○道徳授業研究 ○第二回生徒指導研修		○学級を一つにしていくなりの話し合い	○いじめ撲滅フォーラム実施 ○スローガン実現の準備
6	○いじめ対策委員会	○部活動を通しての助け合う集団の育成	○ソーシャルスキルトレーニングの実施 ○第2回学校生活アンケートの実施	○体育祭で一人一人を大事にした取り組みができたかの話し合い。	○スローガン実現の手立ての周知
7	○いじめ対策委員会	○面談について	○二者面談 ○三者面談 (9年)		○スローガン実現の取組実施
8	○いじめ対策委員会				○リーダー研修会
9	○いじめ対策委員会	○面談について	○第3回学校生活アンケートの実施		
10	○いじめ対策委員会		○学年での教育相談に関するまとめ		
11	○いじめ対策委員会	○SST、SGEの実施	○三者面談 (9年)	○輝翔祭で互いを尊重する取り組みに関する話し合い	○スローガン実現の実践振り返り
12	○いじめ対策委員会				○役員改選
1	○いじめ対策委員会		○三者面談 (9年)		○役員引継ぎ
2	○いじめ対策委員会		○第4回学校生活アンケートの実施 ○二者面談		○次年度スローガンの検討
3	○いじめ対策委員会	○評価と次年度への検討	○教育相談のまとめ	○反省と次年度の計画立案	

<参考資料>

- ・ いじめ問題に関する施策（文部科学省）
- ・ 茨城県いじめの根絶を目指す条例（茨城県教育委員会）
- ・ 茨城県いじめ防止基本方針（茨城県教育委員会）
- ・ いじめの重大事態対応マニュアル（茨城県教育委員会）
- ・ 家庭用いじめ発見チェックリスト（茨城県教育委員会）
- ・ いじめ防止基本方針（つくば市教育委員会）



輝翔学園つくば市立 谷田部中学校

〒305-0861 茨城県つくば市谷田部 6100

TEL 029-836-0008

FAX 029-836-3726